
障がい福祉に関するアンケート調査
報告書

平成 28 年 12 月

八雲町

目次

I	調査の概要	3
1	調査の目的	3
2	調査の対象	3
3	調査の方法と期間	3
4	調査の項目	3
5	回収数、回収率	4
6	集計方法	4
7	設問および選択肢の省略について	4
II	集計結果	9
1	基本属性および障がいの状況（問1～問8）	9
2	サービスの利用状況等（問9～問16）	13
3	就労状況（問17～問19）	18
4	自由意見	21
5	集計結果のまとめ	22
III	個別支援	26
IV	調査結果の活用および公表について	27
1	調査結果の活用および公表について	27
	資料	28

※本報告書に使用している字体は、「メイリオ」というユニバーサルデザインフォントです。

I 調査の概要

1 調査の目的

今回の調査は、第5期八雲町障害福祉計画を策定するためのサービスに関するニーズを把握することおよび、就労支援の取り組みを進める上で必要な実態把握を目的として実施しています。

2 調査の対象

調査の対象は、平成28年6月1日現在での障がい者手帳台帳登録者505人で、内訳は次のとおりです。

- | | |
|---------------------|------|
| ・身体障害者手帳所持者のうち65才未満 | 225人 |
| ・療育手帳所持者の全数 | 197人 |
| ・精神障害者保健福祉手帳所持者 | 101人 |

※重複障がい者を含むため、合計が505名になりません。

3 調査の方法と期間

調査方法は、調査票への記入方式で、配布および回収はいずれも郵送としました。

また、調査票の発送は、平成28年7月11日で、提出期限を平成28年7月29日としています。

なお、施設入所者やグループホーム入居者が回答するにあたっては、支援が必要であると想定し、入所施設およびグループホーム管理者宛てに協力依頼文を送付しています。

4 調査の項目

設問数は21問、調査票のページ数は6ページであり、内訳は次のとおりです。

- ・基本属性（7問）
回答者、回答者の地域、性別、年齢、住居形態、同居者、住所・氏名・電話
- ・障がいの状況等（2問）
手帳の種類および等級、身体障がいの種類
- ・サービスの利用状況等（8問）
町内のサービスの認知、町内で利用したことのあるサービス、利用したいが利用していないサービス、サービスを利用していない理由、移動支援の利用目的、移動支援の利用頻度、町内に必要なサービス、直営相談支援事業所の認知
- ・就労状況（3問）

現在の就労状況、仕事をしていない理由、世帯の主な収入

- 自由意見（1問）

5 回収数、回収率

回収数および回収率は、下表のとおりです。

表 I - 1 回収数および回収率

		対象者数	回収数	回収率			対象者数	回収数	回収率
全 体		505 人	277 人	54.9%			47 人	16 人	34.0%
障 害 別	身体障がい	225 人	110 人	48.9%	年 齢 層 別	18 才未満	47 人	16 人	34.0%
	知的障がい	197 人	128 人	65.0%		18～29 才	53 人	36 人	67.9%
	精神障がい	101 人	48 人	47.5%		30～39 才	64 人	45 人	70.3%
						40～49 才	77 人	43 人	55.8%
				50～59 才		109 人	55 人	50.5%	
				60 才以上		155 人	82 人	52.9%	

6 集計方法

この調査の集計は、次のとおり行っています。

- 単純集計 : 設問ごとの回答数の集計で、全体的傾向の把握をするものです。
- クロス集計 : 基本属性別（例えば障害種別ごとなど）の集計による詳細な分析を行っています。
- 自由記述欄の分析 : 問 20 に記載された内容を、明らかな誤り等を修正し、原文に近い状態で一覧にして整理しています。

7 設問および選択肢の省略について

本報告書では、設問および選択肢を次のとおり省略して表記します。

表 I - 2 設問および選択肢の略記

省略前	省略後
問 1 この調査票にお答えいただける方はどなたですか。	調査票記入者
1. 障がい者本人が回答	障がい者本人
2. 障がい者本人に聞いて家族や介助者が回答	家族・介助者代筆
3. 障がい者本人の意向を考えながら家族や介助者が回答	家族・介助者回答
問 2 あなたが持っている手帳の種類と等級・判定は次のうちどれですか。	手帳の種類と等級
1. 身体障害者手帳	身体障害
2. 療育手帳	知的障害
3. 精神障害者保健福祉手帳	精神障害

I 調査の概要

省略前	省略後
問3 問2で「1. 身体障害者手帳」と答えた方にお伺いします。あなたがお持ちの身体障害者手帳に書かれている障がいは次のうちどれですか。	身体障害種別
1. 視覚障害（目が不自由）	視覚障害
2. 聴覚・機能障害（耳が不自由）	聴覚障害
3. 音声・言語・そしゃく機能障害（言葉が不自由、ものが噛めない）	言語障害等
4. 肢体不自由（手足や体幹が不自由）	肢体不自由
5. 内部障害（心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、腸の障害）	内部障害
6. その他	その他
問4 あなたがお住まいの地域は次のうちどれですか。	回答者の地域
1. 八雲地域	八雲地域
2. 熊石地域	熊石地域
3. 八雲町外	町外
問5 あなたの性別は次のうちどれですか。	性別
1. 男性	男性
2. 女性	女性
問6 あなたの年齢は次のうちどれですか。	年齢
1. 0～17才	0～17才
2. 18～29才	18～29才
3. 30～39才	30～39才
4. 40～49才	40～49才
5. 50～59才	50～59才
6. 60才以上	60才以上
問7 あなたの現在のお住まいは次のうちどれですか。	住居形態
1. 持ち家（家族の持ち家を含む）	持ち家
2. 公営住宅	公営住宅
3. 民間のアパート・借家など	アパート等
4. 社宅・会社の寮など	会社の寮等
5. グループホーム	グループホーム（GH）
6. 福祉施設（入所施設）	施設
7. 病院（入院中）	病院
8. その他	その他

I 調査の概要

省略前	省略後
問8 あなたと同居している方は次のうちどれですか。	世帯構成
1. 一人暮らし	独居
2. 夫または妻	配偶者
3. 親	親
4. 子ども	子
5. 祖父母	祖父母
6. 兄弟姉妹	兄弟姉妹
7. 孫	孫
8. その他	その他
問9 障がい者が八雲町内で受けられるサービスのうち、あなたが知っているサービスは次のうちどれですか。	町内のサービスの認知
1. 居宅介護	居宅介護
2. 行動援護	行動援護
3. 移動支援	移動支援
4. グループホーム	グループホーム（GH）
5. 就労継続支援	就労継続支援
6. 知らない	知らない
問10 障がい者が八雲町内で受けられるサービスのうち、あなたが利用したことがあるサービス、または現在利用しているサービスは次のうちどれですか。	利用したことのあるサービス
1. 居宅介護	居宅介護
2. 行動援護	行動援護
3. 移動支援	移動支援
4. グループホーム	グループホーム（GH）
5. 就労継続支援	就労継続支援
6. どれも利用したことがない	利用したことがない
問11 障がい者が八雲町内で受けられるサービスのうち、利用したいと思うけれども、現在、利用していないサービスは次のうちどれですか。	利用したいが利用していないサービス
1. 居宅介護	居宅介護
2. 行動援護	行動援護
3. 移動支援	移動支援
4. グループホーム	共同生活援助
5. 就労継続支援	就労継続支援
6. どれも利用したいと思わない	利用したいと思わない

I 調査の概要

省略前	省略後
問 1 2 問 1 1 で 1～5 を選んだ方にお伺いします。利用したいサービスを利用しない理由は次のうちどれですか。	サービスを利用していない理由
1. 利用の仕方が分からない	利用方法わからない
2. 事業所が遠い	事業所が遠い
3. お金がかかる	お金がかかる
4. 家族など周囲の反対	周囲の反対
5. その他	その他
問 1 3 問 1 1 で「3. 移動支援」を選択した方にお伺いします。利用したい目的は次のうちどれですか。	移動支援の利用目的
1. 幼稚園や保育園への通園、小学校・中学校・高校への通学	通園・通学
2. 会社への通勤	通勤
3. 食料品、日用品などの日常的な買い物	日常的な買い物
4. 理容店や美容室の利用	理美容店
5. 図書館の利用	図書館
6. ボランティア活動への参加	ボランティア
7. その他	その他
問 1 4 問 1 1 で「3. 移動支援」を選んだ方にお伺いします。利用したい回数は次のうちどれですか。	移動支援の利用頻度
1. 1 週間に 5 回程度	週 5 回
2. 1 週間に 2～3 回程度	週 2～3 回
3. 1 月に 2～3 回程度	月 2～3 回
4. 1 月に 1 回程度	月 1 回
5. その他	その他
問 1 5 八雲町で受けることができれば良いと思うサービスのうち、もっとも必要だと思うもの 1 つを選んでください。	町内に必要なサービス
1. 同行援護	同行援護
2. ショートステイ（短期入所）	短期入所
3. 日中一時支援	日中一時支援
4. 自立訓練	自立訓練
5. 就労移行支援	就労移行支援
6. 児童発達支援	児童発達支援
7. 放課後等デイサービス	放課後デイ
8. その他	その他
9. 特にない	特にない

I 調査の概要

省略前	省略後
問 1 6 八雲町では、平成 2 6 年 4 月に「八雲町障害者指定特定相談支援事業所」をシルバープラザと熊石総合支所に開設し、障害福祉サービスの利用にあたっての計画作成や、さまざまな困りごとの相談を受ける体制を整備しました。あなたは、「八雲町障害者指定特定相談支援事業所」に相談ができることを知っていますか。	町直営相談支援事業所の認知
1. 知っている	知っている
2. 知らない	知らない
問 1 7 あなたの現在のお仕事の状況は次のうちどれですか。	就労状況
1. 定職についている（アルバイト、パート、自営業、家業手伝いを含みます）	定職
2. 短期間や不定期のアルバイトをしている	短期・不定期
3. 就労継続支援事業所などで福祉的就労（仕事の訓練）をしている	福祉的就労
4. 仕事をしていない	無職
5. その他	その他
問 1 8 問 1 7 で「4. 仕事をしていない」と答えた方にお伺いします。現在、あなたが仕事をしていない理由は次のうちどれですか。	仕事をしていない理由
1. 未就学（小学校に上がる前）または学生のため	未就学・学生
2. 障がいや病気が重い	障がい
3. 主に家事や育児などを行っているため	家事、育児
4. 家族の介護のため	家族の介護
5. 仕事が見つからない	仕事がない
6. 自分に合う職場がない	合う職場がない
7. 家族の反対がある	家族の反対
8. 働く意欲がわからない	意欲の低さ
9. その他	その他
問 1 9 あなたの世帯の主な収入は次のうちどれですか。	世帯の主な収入
1. あなた自身の給料や事業収入	本人の給料
2. あなた自身の年金	本人の年金
3. 家族の給料や事業収入	家族の給料
4. 家族の年金	家族の年金
5. 生活保護費	生活保護費
6. その他	その他
問 2 0 町の福祉の仕事について、ご意見などがあれば記入して下さい。	自由記述
問 2 1 ご回答内容の確認や、より詳細な状況の把握、個別支援に活用するため、さしつかえなければ、あなたのお名前とご住所、電話番号を記入して下さい。	住所・氏名・電話

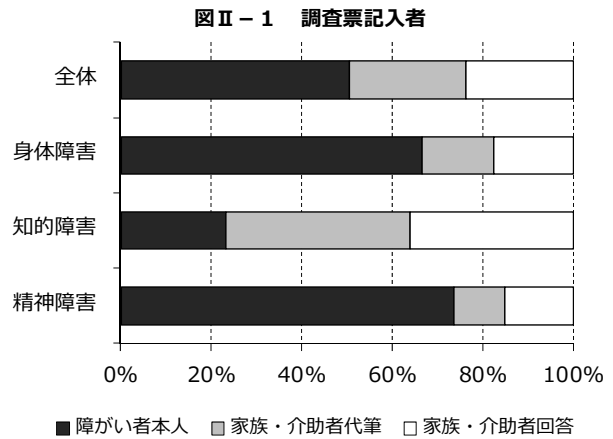
Ⅱ 集計結果

1 基本属性および障がいの状況（問1～問8）

問1 調査票記入者

「問1 調査票記入者」の有効回答数は268人で、このうち「障がい者本人」は135人（50.4%）、「家族・介助者代筆」は69人（25.7%）、「家族・介助者回答」は64人（23.9%）となっています（図Ⅱ-1）。

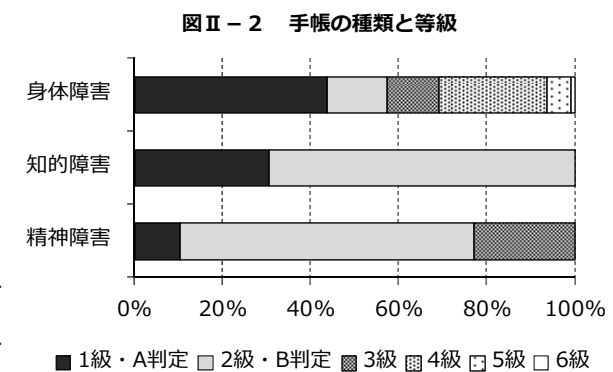
障害種類別では、身体障がい者の有効回答数108人のうち、「障がい者本人」は72人（66.7%）、「家族・介助者代筆」は17人（15.7%）、「家族・介助者回答」は19人（17.6%）。知的障害者では、有効回答数124人のうち、「障がい者本人」は28人（22.6%）、「家族・介助者代筆」は51人（41.1%）、「家族・介助者回答」は45人（36.3%）。精神障害者では、有効回答数53人のうち、「障がい者本人」は39人（73.6%）、「家族・介助者代筆」は6人（11.3%）、「家族・介助者回答」は8人（15.1%）となっており、身体障害者と精神障害者では障害者本人が回答する傾向にあります。知的障害者では家族や介助者による代筆・回答が多い傾向にあります。



問2 手帳の種類と等級

「問2 手帳の種類と等級」では、身体障害が110人（38.6%）、知的障害が127人（44.6%）、精神障害が48人（18.6%）と回答しました（図Ⅱ-2）。

また、身体障害では、1級が48人（43.6%）、2級が16人（14.5%）、3級が13人（11.8%）、4級が27人（24.5%）、5級が6人（5.5%）、6級が1人（0.9%）となっています。知的障害では、A判定が39人（30.7%）、B判定が88人（69.3%）となっています。精神障害では、1級が5人（10.4%）、2級が32人



表Ⅱ-1 手帳等級の軽重

	重度	>	>	>	>	軽度					
身体	1級	>	2級	>	3級	>	4級	>	5級	>	6級
知的	A判定	>	>	>	>	B判定					
精神	1級	>	>	2級	>	>	3級				

(66.7%)、3級が11人(22.9%)となっています。

なお、手帳の等級の軽重については、表Ⅱ-1のとおりとなっています。

問3 身体障害の障害種別

「問3 身体障害の障害種別」では、「肢体不自由」と回答した方が最も多く72人(65.5%)。次いで「内部障害」と回答した方が32人(29.1%)、「視覚障害」と回答した方が12人(10.8%)、「言語障害等」と回答した方が7人(6.4%)、「聴覚障害」と回答した方が4人(3.6%)となっています(表Ⅱ-2)。

表Ⅱ-2 身体障害の障害種別

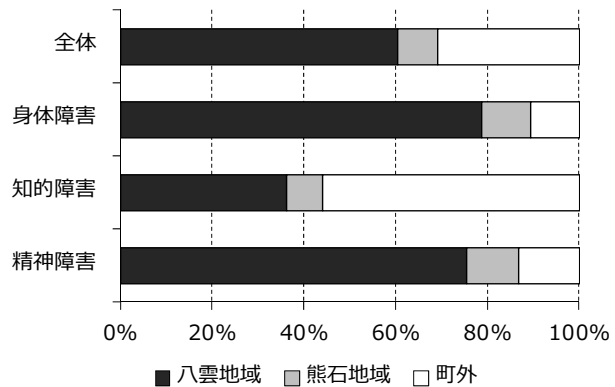
	回答数	身体障害に占める割合
肢体不自由	72人	65.5%
内部障害	32人	29.1%
視覚障害	12人	10.9%
言語障害等	7人	6.4%
聴覚障害	4人	3.6%
その他	0人	0.0%

問4 回答者の地域

「問4 回答者の地域」の有効回答は276人でした。このうち、八雲地域が最も多く167人(60.5%)、次いで町外が85人(30.8%)、次いで熊石地域が24人(8.7%)となっています(図Ⅱ-3)。

障害別にみると、身体障害では、八雲地域が89人(78.8%)、熊石地域・町外ともに12人(10.6%)となっています。知的障害では、八雲地域が46人(36.2%)、熊石地域が10人(7.9%)、町外が71人(55.9%)となっています。精神障害では、八雲地域が40人(75.5%)、熊石地域が6人(11.3%)、町外が7人(13.2%)となっています。

図Ⅱ-3 回答者の地域

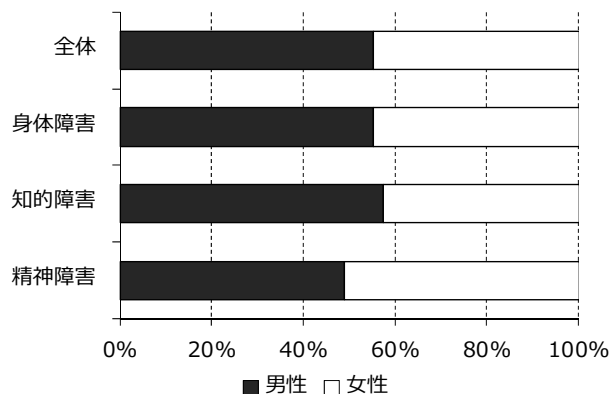


問5 性別

「問5 性別」の有効回答数は275人で、男性152人(54.9%)、女性123人(44.4%)となっています(図Ⅱ-4)。

障害別にみると、身体障害では男性62人(55.4%)、女性50人(44.6%)、知的障害では男性73人(57.5%)、女性54人

図Ⅱ-4 性別



(42.5%)、精神障害では男性 26 人 (49.1%)、女性 27 人 (50.9%) となっています。

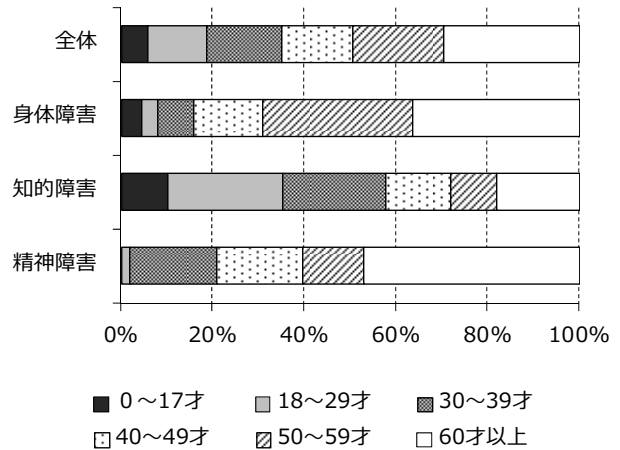
問6 年齢

「問6 年齢」の有効回答数は 277 人で、0～17 才が 16 人 (5.8%)、18～29 才が 36 人 (13.0%)、30～39 才が 45 人 (16.2%)、40～49 才が 43 人 (15.5%)、50～59 才が 55 人 (19.9%)、60 才以上が 82 人 (29.6%) となっています (図Ⅱ-5)。

障害別にみると、身体障害では、0～17 才が 5 人 (4.4%)、18～29 才が 4 人 (3.5%)、30～39 才が 9 人 (8.0%)、40～49 才が 17 人 (15.0%)、50～59 才が 37 人 (32.7%)、60 才以上が 41 人 (36.3%) となっていま

す。知的障害では、0～17 才が 13 人 (10.2%)、18～29 才が 32 人 (25.0%)、30～39 才が 29 人 (22.7%)、40～49 才が 18 人 (14.1%)、50～59 才が 13 人 (10.2%)、60 才以上が 23 人 (18.0%) となっています。精神障害では、0～17 才が 0 人 (0.0%)、18～29 才が 1 人 (1.9%)、30～39 才が 10 人 (18.9%)、40～49 才が 10 人 (18.9%)、50～59 才が 7 人 (13.2%)、60 才以上が 25 人 (47.2%) となっています。

図Ⅱ-5 年齢

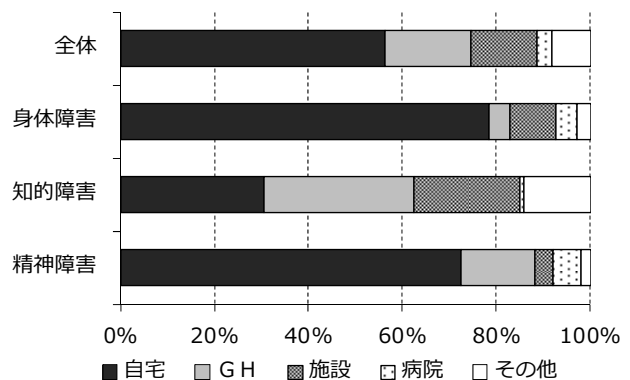


問7 住居形態

「問7 住居形態」の有効回答数は 275 人で、自宅 (持ち家、公営住宅、アパート、会社の寮の合算) 155 人 (56.4%)、グループホーム 50 人 (18.2%)、施設 39 人 (14.2%)、病院 9 人 (3.3%)、その他 22 人 (8.0%) となっています (図Ⅱ-6)。

また、障害別にみると、身体障害では自宅 87 人 (78.4%)、グループホーム 5 人 (4.5%)、施設 11 人 (9.9%)、病院 5 人 (4.5%)、その他 3 人 (2.7%)。知的障害では自宅 39 人 (30.5%)、グループホーム 41 人 (32.0%)、施設 29 人 (22.7%)、病院 1 人 (0.8%)、その他 18 人 (14.1%)。精神障害

図Ⅱ-6 住居形態



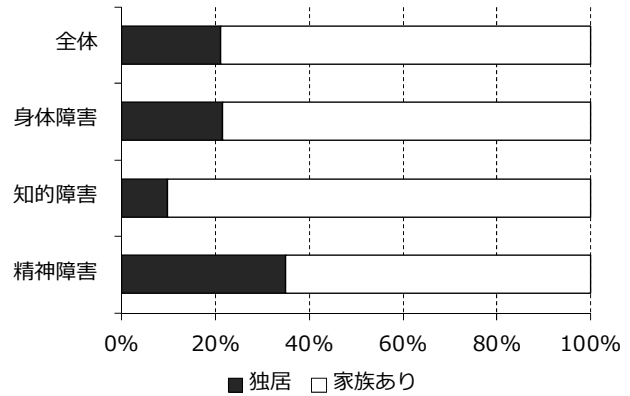
では、自宅 37 人 (72.5%)、グループホーム 8 人 (15.7%)、施設 2 人 (3.9%)、病院 3 人 (5.9%)、その他 1 人 (2.0%) となっています。

問 8 世帯構成

「問 8 世帯構成」の有効回答数は 275 人ですが、このうち自宅在住者 155 人の独居の割合について集計しています (図Ⅱ-7)。

全体では 33 人 (21.3%)、身体障害では 19 人 (21.6%)、知的障害では 4 人 (10.3%)、精神障害では 13 人 (35.1%) が、それぞれ独居と回答しています。

図Ⅱ-7 自宅居住者の独居の割合



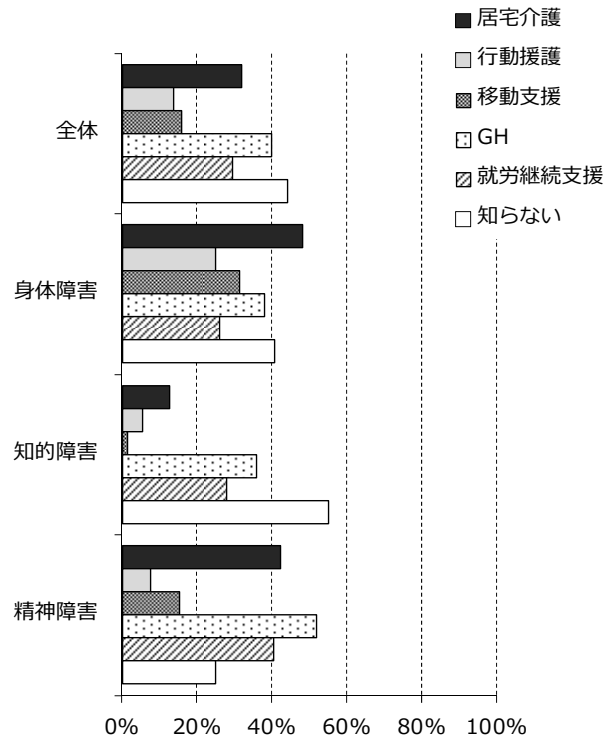
2 サービスの利用状況等（問9～問16）

問9 町内のサービスの認知

「問9 町内のサービスの認知」の有効回答数は全体で269人、身体障害で108人、知的障害で125人、精神障害で52人となっています。このうち「知らない」と回答したのは全体で119人（44.2%）、身体障害で44人（40.7%）、知的障害で69人（55.2%）、精神障害で13人（25.0%）です。

全体および障害別の集計で、グループホーム、就労継続支援の認知度が高い傾向にある一方、行動援護、移動支援の認知度は低い傾向にあります。また、居宅介護については、身体障害で48.1%、精神障害で42.3%と認知度が高い一方で、知的障害では12.8%にとどまっています（図Ⅱ-8）。

図Ⅱ-8 町内のサービスの認知



なお、平成28年7月1日現在での町内にある各サービス提供事業所は表Ⅱ-3に記載のとおりです。

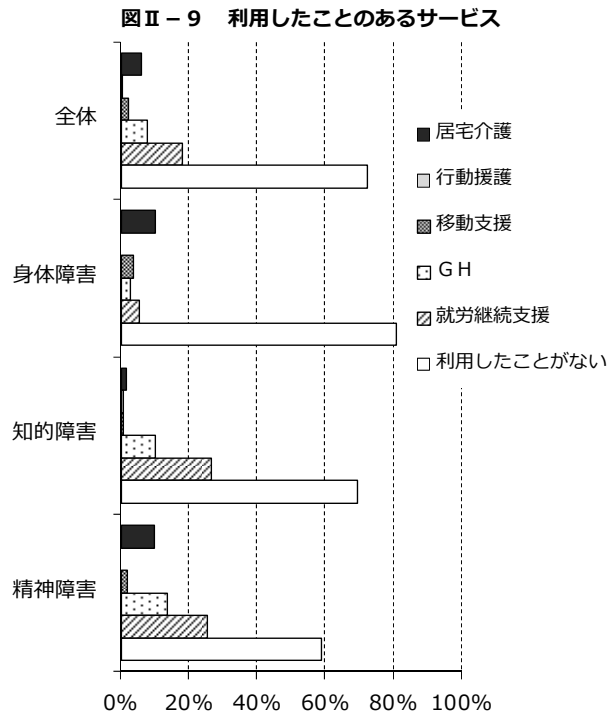
表Ⅱ-3 町内にあるサービス提供事業所

サービス名	事業所名	所在地	定員
居宅介護	障害者居宅介護事業所明かり	八雲町宮園町 35-3	-
	八雲町社協くまいし居宅支援事業所	八雲町熊石根崎町 116	-
	八雲町指定居宅介護事業所	八雲町栄町 13-1	-
行動援護	障害者居宅介護事業所明かり	八雲町宮園町 35-3	-
移動支援	八雲町指定居宅介護事業所	八雲町栄町 13-1	-
グループホーム	支援ハウスきずなⅠ	八雲町立岩 55-10	7人
	支援ハウスきずなⅡ	八雲町本町 55-14	7人
	指定共同生活援助まごころ	八雲町栄町 20-5	4人
	ぐるーぶほーむ“ホッと”	八雲町東町 289-19	7人
就労継続支援	八雲シンフォニー	八雲町東町 273	20人
	きずなファーム	八雲町山崎 409-2	20人
	かつら共同作業所	八雲町熱田 43-1	20人

問 10 町内で利用したことのあるサービス

「問10 利用したことのあるサービス」の有効回答数は全体で272人、身体障害で109人、知的障害で128人、精神障害で51人となっており、このうち「利用したことがない」と回答したのは全体で197人（72.4%）、身体障害で88人（80.7%）、知的障害で89人（69.5%）、精神障害で30人（58.8%）となっています。

一方、利用したことがあるサービスは、知的障害と精神障害で「就労継続支援」が最も多く、身体障害では「居宅介護」が最も多い回答となっています（図Ⅱ－9）。

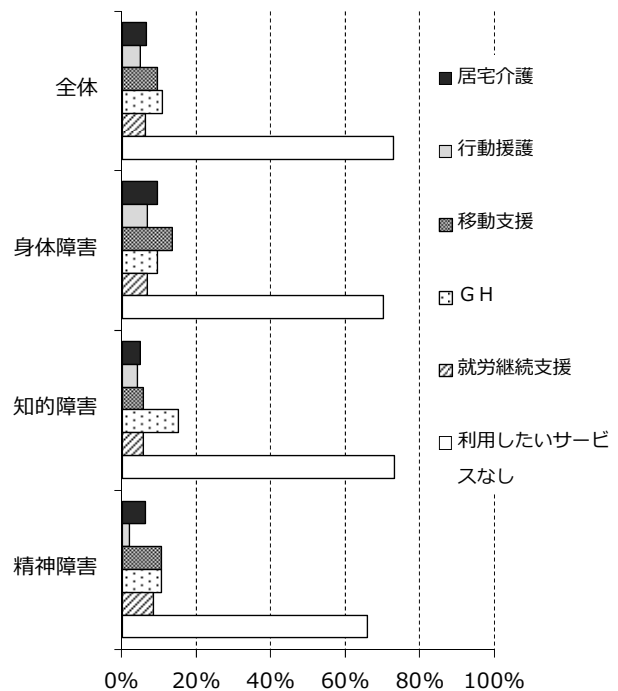


問 11 利用したいがしていないサービス

「問11 利用したいがしていないサービス」の有効回答数は全体で255人、身体障害で104人、知的障害で119人、精神障害で47人となっています。このうち「利用したいサービスなし」と回答したのは全体で186人（72.9%）、身体障害で73人（70.2%）、知的障害で87人（73.1%）、精神障害で31人（66.0%）となっており、全体的にサービスの利用の希望は低調ですが、既にサービスを利用している方が「利用したいサービスなし」に含まれるため、このような結果になっているものと考えられます。

一方、利用したいサービスについては、全体で居宅介護17人（6.7%）、行動援護13人（5.1%）、移動支援24人（9.4%）、グループホーム28人（11.0%）、就労継続支援16人（6.3%）となっています（図Ⅱ－10）。

図Ⅱ－10 利用したいがしていないサービス



問 12 サービスを利用していない理由

「問12 サービスを利用していない理由」の有効回答数（問11において利用したいサ

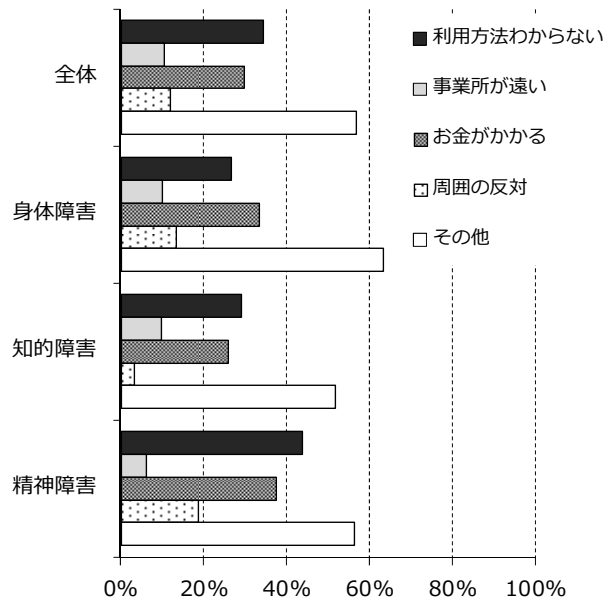
ービスがあると回答し、且つ、問12に回答した人数)は、全体で67人、身体障害で30人、知的障害で31人、精神障害で16人となっています。

このうち「利用方法がわからない」という回答は全体で23人(34.3%)、身体障害で8人(26.7%)、知的障害で9人(29.0%)、精神障害で7人(43.8%)となっています。また、「お金がかかる」という回答は、全体で20人(29.9%)、身体障害で10人(33.3%)、知的障害で8人(25.8%)、精神障害で6人(37.5%)となっています。

一方、「事業所が遠い」「周囲の反対」は3障害に共通して少ない傾向にあります。

また、この設問では「その他」が3障害に共通して最も多い回答となっており、その内容としては「今後利用したいが現時点では不要」という回答が15人(22.4%)、「入院中のため」という回答が3人(4.5%)となっています。

図Ⅱ-11 サービスを利用していない理由

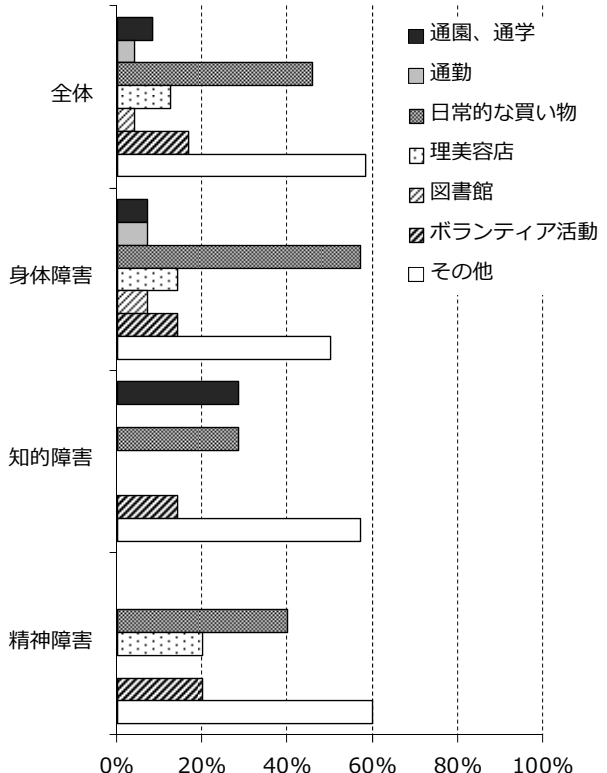


問 13 移動支援の利用目的

「問13 移動支援の利用目的」の有効回答数(問11において「移動支援」と回答し、且つ、問13に回答した人数)は、全体で24人、身体障害で14人、知的障害で7人、精神障害で5人となっています。全体では、「日常的な買い物」が最も多く11人(45.8%)となっています。

また、この設問でも「その他」の回答が多く、その内容としては「病院」という回答が6人(25.0%)、「イベント」「帰省」という回答がそれぞれ1人ありました(図Ⅱ-12)。

図Ⅱ-12 移動支援の利用目的

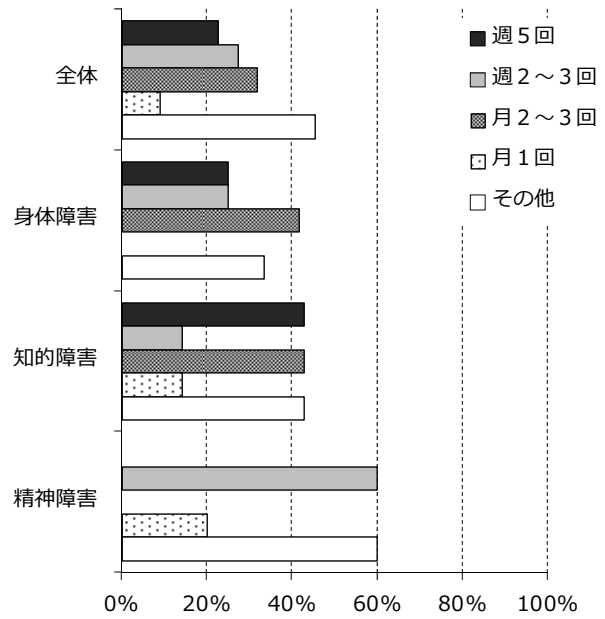


問 14 移動支援の利用頻度

「問14 移動支援の利用頻度」の有効回答数（問11において「移動支援」と回答し、且つ、問14に回答した人数）は、全体で22人、身体障害で12人、知的障害で7人、精神障害で5人となっています。

全体では、「その他」が最も多く9人（40.9%）となっていますが、特定の回答は無く、様々な利用頻度が「その他」を構成しています。「その他」以外の回答では、「月1回」は少ないものの、「週5回」は5人（22.7%）、「週2～3回」は6人（27.3%）、「月2～3回」は7人（31.8%）となっています。

図Ⅱ-13 移動支援の利用頻度



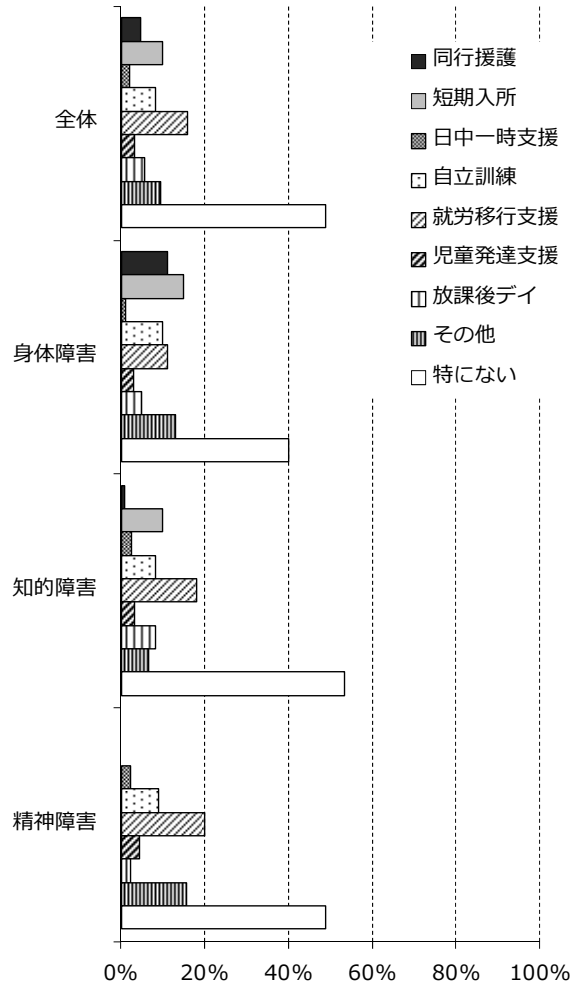
問 15 町内に必要なサービス

「問15 町内に必要なサービス」は、有効回答数は全体で252人、身体障害で100人、知的障害で122人、精神障害で45人となっており、このうち「特にない」と回答したのは全体で123人（48.8%）、身体障害で40人（40.0%）、知的障害で65人（53.3%）、精神障害で22人（48.9%）となっています。

一方、知的障害と精神障害では「就労移行支援」が多い傾向にあり、身体障害では「短期入所」が最も多い回答となっています（図Ⅱ-14）。

また、「その他」という回答は24人（9.5%）あり、そのうち6人が「入所施設が必要」と記入しています。入所施設については、厚

図Ⅱ-14 町内に必要なサービス



Ⅱ 集計結果

生労働省が定める基本指針^{★1}において、施設入所から地域生活への移行を進めることとされ、さらに施設入所者数の削減目標^{★2}が掲げられていることから、八雲町に限らず全国的に入所施設を減少させていく方向にあるため、選択肢として用意しませんでした。

なお、「児童発達支援」「放課後デイ」は18才未満に対するサービスであることから、18才未満に限定して集計すると（表Ⅱ-4）、有効回答数16人のうち、「児童発達支援」は1人（6.3%）、「放課後デイ」は8人（50.0%）

という結果であり、「放課後デイ」は高い比率で必要と回答しています。

表Ⅱ-4 18才未満の「町内に必要なサービス」

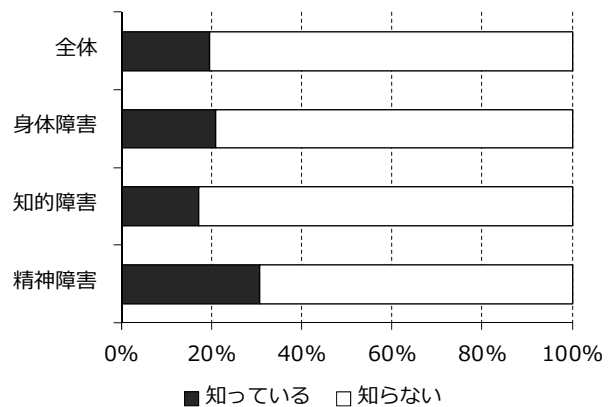
	全 体		18才未満	
同行援護	12人	4.8%	0人	0.0%
短期入所	25人	9.9%	2人	12.5%
日中一時支援	5人	2.0%	1人	6.3%
自立訓練	21人	8.3%	1人	6.3%
就労移行支援	40人	15.9%	6人	37.5%
児童発達支援	8人	3.2%	1人	6.3%
放課後デイ	14人	5.6%	8人	50.0%
その他	24人	9.5%	1人	6.3%
特になし	123人	48.8%	0人	0.0%
有効回答	252人		16人	

問16 町直営相談支援事業所の認知

「問16 町直営相談支援事業所の認知」については、全体では「知っている」が54人（19.7%）、身体障害では23人（20.9%）、知的障害では22人（17.2%）、精神障害では16人（30.8%）となっており、精神障害では若干高いものの、総じて認知度が低い状況にあると言えます（図Ⅱ-15）。

認知度が低い要因としては、1つには平成26年4月に開設してから2年3か月しか経過していないことが挙げられます。また、正式名称が「八雲町障害者指定特定相談支援事業所」と長く分かりにくいことも挙げられます。

図Ⅱ-15 町直営相談支援事業所の認知



★1 厚生労働省が定める基本指針：『障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）』

★2 施設入所者数の削減目標：平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減することとされている。

3 就労状況（問 17～問 19）

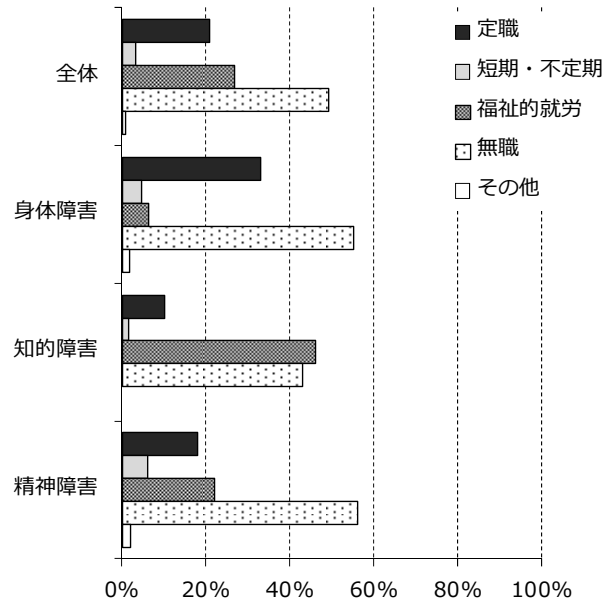
問 17 就労状況

「問17 就労状況」の有効回答数は、全体で272人、身体障害で109人、知的障害で128人、精神障害で50人となっており、このうち「定職」と回答したのは全体で57人（21.0%）、身体障害で36人（33.0%）、知的障害で13人（10.2%）、精神障害で9人（18.0%）となっています。一方、「無職」と回答したのは全体で134人（49.3%）、身体障害で60人（55.0%）、知的障害で55人（43.0%）、精神障害で28人（56.0%）となっています（図Ⅱ-16）。

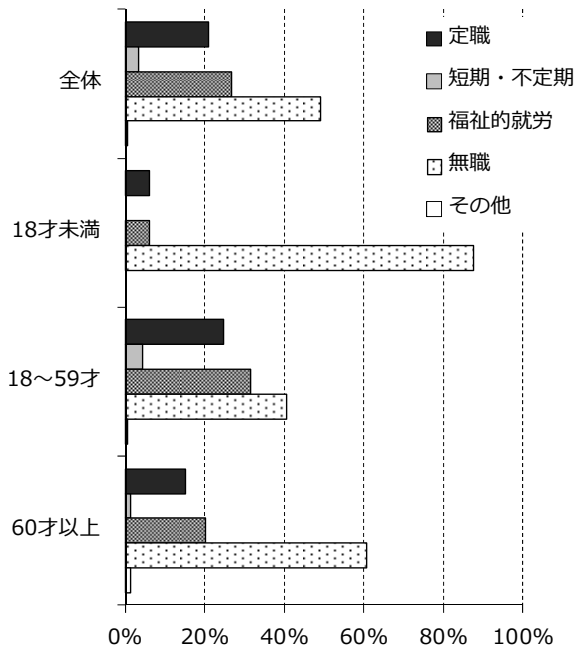
就労の種類を障害別にみると、身体障害では「定職」が最も多く、知的障害では「福祉的就労」が最も多く59人（46.1%）、精神障害でも「福祉的就労」が最も多く11人（22.0%）という状況です。

また、年齢層別に集計すると、18才未満の「無職」は14人（87.5%）、18～59才の「無職」は72人（40.7%）、60才以上の「無職」は48人（60.8%）となっており、健常者と同様に、生産年齢に該当する18～59才では無職の割合が低い傾向にあります（図Ⅱ-17）。

図Ⅱ-16 就労状況



図Ⅱ-17 年齢層別就労状況



「福祉的就労」とは・・・

障がい者が訓練などの目的で就く仕事のことで、主に障害福祉サービスによって提供されている。サービスの種類は、就労継続支援（A型・B型）・就労移行支援・生活介護・地域活動支援センターがあり、このうち就労継続支援A型の雇用契約型は労働基準法の最低賃金の適用を受けるが、それ以外のサービスは、労働基準監督署に最低賃金の減額の特例許可申請をすることで最低賃金を下回ることができる。福祉的就労によってサービス事業者が利用者に支払う賃金のことを「工賃」と言い、平成26年度における就労継続支援B型事業所の平均工賃は、全国で月額14,838円、時間額187円、北海道で月額18,128円、時間額212円となっている。

問18 仕事をしていない理由

「問18 仕事をしていない理由」の有効回答数（問17で「無職」と回答し、且つ、問18に回答した人数）は、全体で133人、身体障害で60人、知的障害で54人、精神障害で28人となっています。

3障害に共通して最も多かった理由は「障害、病気が重い」で、精神障害での「意欲が湧かない」という回答（9人、32.1%）を含め、障害が要因となって就労できていない方が多い状況にあります。加えて、「見つからない」「合う職場がない」という回答が全体で30人（22.6%）おり、これらの方は、就労意欲がありながらも自分に合った就職先を見つけられず無職でいるということになります（図Ⅱ-18）。

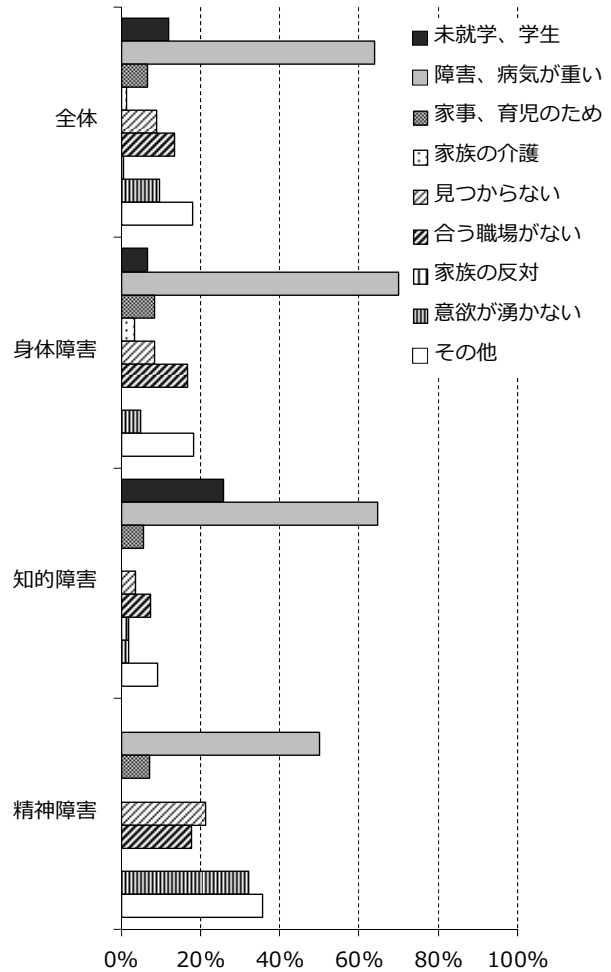
なお、「その他」については、「高齢のため」や「定年退職したため」という年齢に起因する記載や、「施設入所中のため」「グループホーム入所中のため」という記載が多くありました。

問19 世帯の主な収入

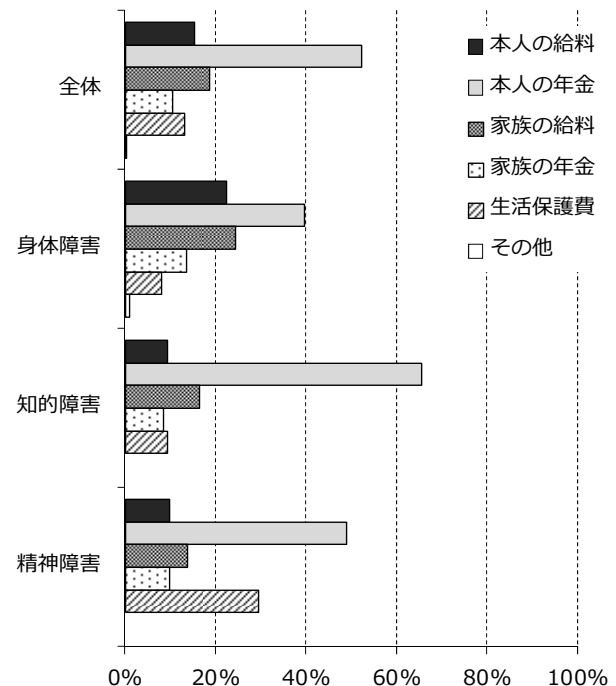
「問19 世帯の主な収入」の有効回答数は、全体で274人、身体障害で111人、知的障害で128人、精神障害で51人となっております。なお、問19は選択肢の中から1つだけを選ぶこととしておりますが、複数回答をしている方が27人いましたので、これらの回答については無効回答とせず、回答があったとおり集計しています。

3障害に共通して「本人の年金」という

図Ⅱ-18 無職の理由



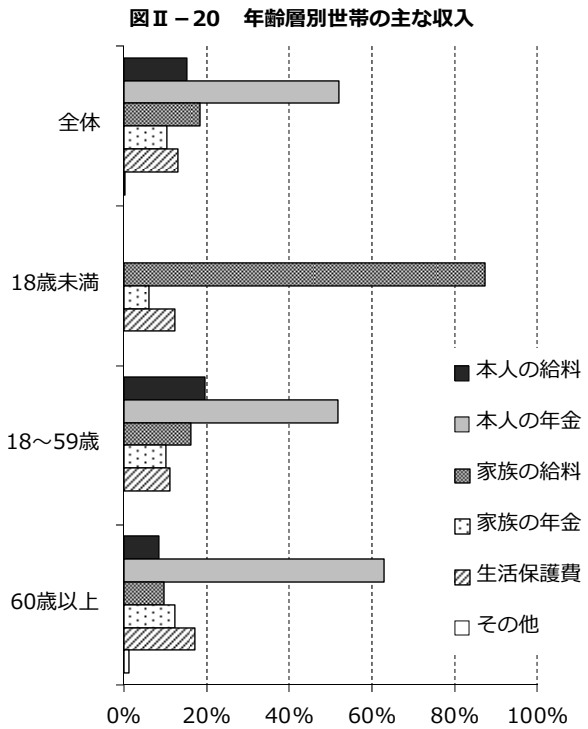
図Ⅱ-19 世帯の主な収入



回答が多く143人（52.2%）を占めています。「本人の年金」以外では、身体障害で「本人の給料」および「家族の給料」が多く、精神障害では「生活保護費」が多いことが特徴的です（図Ⅱ-19）。

なお、八雲町における生活保護世帯は約2%^{★3}であることを考えると、全体で13.1%が「生活保護費」と回答していることはかなり高い割合です。

年齢層別には、18才未満では当然ながら「家族の給料」という回答が突出して多く、18～59才および60才以上の層では、いずれも「本人の年金」という回答が最も多いものの、18～59才の層では「本人の給料」という回答が高い傾向にあります（図Ⅱ-20）。



★3 平成27年7月、八雲町企画振興課発行、「統計八雲」平成26年度版

4 自由意見

「問20 自由意見」には、277人中52人から意見が寄せられましたので、資料4（37～46ページ）に掲載しています。

なお、内容については、次の3点について修正して掲載しています。

- 明らかな誤字は、正しい漢字に修正。
- ひらがなが多用されている記述は、内容が伝わりやすいよう、漢字に変換。
- 個人や事業所、団体等が特定される具体的内容は【 】で囲んだうえで抽象化して記載。

また、苦情や指摘が回答者の誤った認識である場合で、回答者に連絡が取れる場合は、連絡を取り、正しい情報を伝えていますが、記述内容は調査票に書かれた状態を掲載しています。

5 集計結果のまとめ

以上の集計結果をふまえ、障がい福祉に関する当町の課題について整理します。

1) 情報提供の工夫

障がい者に限らず、制度やサービスを利用する前には少なくとも「どのような制度か」という情報が必要になります。例えば、居宅介護の場合は「障がい者の家にはヘルパーが来て家事をやってくれるらしい」という大まかな情報だけあれば役場に問い合わせることで申請手続きを進めることができますが、そもそも「障がい者はヘルパーを頼める」と

表Ⅱ-5 八雲町の情報に関する取り組み

広報紙への掲載	企画振興課が発行する『広報やくも』に各種情報を掲載している。
広報紙の音声化	『広報やくも』や『議会だより』を音声化し、CDにして視覚障がい者などに配布している。
ホームページ開設	町のホームページに各種情報を掲載している。
小冊子の発行	障がい者が利用できる制度やサービスの概要を掲載した『障がい者のしおり』を障がい者手帳交付時に手渡している。

いう情報がなければ利用には結びつきません。また、本人に情報が無い場合は、本人から相談先（役場など）に日常生活上の困り事を訴えることでも制度利用に繋がります。

八雲町では表Ⅱ-5に記載の方法で障がいに関する情報を発信していますが、集計から情報が行き届いていないという結果となったことから、情報提供の方法に工夫が必要です。

アンケート結果

- ・「問9町内のサービスの認知」で、「知らない」と答えた方が119人（44.2%）だった。
- ・「問12サービスを利用していない理由」で、「利用方法が分からない」と答えた方が23人（34.3%）だった。
- ・「問16町直営相談支援事業所の認知」で、「知っている」と答えた方が54人（19.7%）だった。
- ・「問20自由記述」に、サービスに関する情報提供や情報発信を望む内容が複数あった（No.28、108、139、174）。

2) 移動支援事業の充実

障がい者の外出を支援する制度は移動支援事業の他にもいくつか用意されています（表Ⅱ-6）。このうち、居宅介護は通院を目的として利用することができますが、通院以外の目的では居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護のいずれのサービスも通年かつ長期に渡る外出には利用できないこととされています。

一方、移動支援事業は、地域生活支援事業の市町村事業であり、利用範囲等は市町村が地域性に応じて制度設計ができることとされています。そのため、障害福祉サービスでは利用できない通院以外の通年かつ長期にわたる外出（通学、通所、通園、日常的買い物、通勤）

表Ⅱ－6 障がい者の移動に係る支援施策

制度名	サービスの種類	対象者	利用範囲
地域生活支援事業	移動支援	障がい者	・市町村が決める
障害福祉サービス	居宅介護	障害支援区分1以上の障がい者	・通院 ・官公署での公的手続き
	重度訪問介護	障害支援区分4以上の重度の障がい者	・通勤などの経済活動に係る外出は不可 ・通年かつ長期に渡る外出は不可 ・社会通念上不適切な外出は不可
	同行援護	重度の視覚障がい者	
	行動援護	重度の知的・精神障がい者	

障害支援区分：障害福祉サービスを利用するにあたって市町村の障害認定審査会が認定するもので、必要な支援の量・度合いを区分1から区分6までの6段階で表し、区分1が最も支援が少なく、区分6が最も支援が多い。

を移動支援事業で実施してほしいという要望が障がい者団体から出されていますが、平成25年度に移動支援事業を実施した1,685市町村のうち、通勤を一定の要件のもと対象としている市町村が27.4%、通学を一定の要件のもと対象としている市町村が58.9%あり、要件の例として保護者の疾病や、通学ルートを知るための訓練があると厚生労働省が報告しています^{★4}。

八雲町においては、「移動支援事業を使いたい」という具体的な要望ではないものの、「通学や通所手段が無いが何か方法はないか？」という内容で主に障がい児の親から相談されます。今回のアンケート結果も下記のとおりニーズがあることから、移動支援の充実が課題の1つと位置付けられます。

アンケート結果

- ・「問11利用したいがしていないサービス」で、「移動支援」との答えた方が24人（9.4%）だった。
- ・「問13移動支援の利用目的」で、「日常的な買い物」と答えた方が11人（45.8%）だった。
- ・「問20自由記述」に移動の不便さに関する記載が複数あった（No.34、92、121、212、277）。

3) 町内におけるサービスの種類の充実

障害者基本法第3条第1項第2号に規定されているとおり、「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」ことが障がい福祉行政の理念の1つであり、この理念をもとに厚生労働省は、施設からグループホームへ、グループホームから自宅への移行を推進しています。しかし、この理念を現実のものにするためには、地域で生活する障がい者を支援するための障害福祉サービスの充実が欠かせません。

★4 平成27年3月3日開催、障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ会議資料1「障害者等の移動の支援について」、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

八雲町の障害福祉サービスは、長年、ヘルパーがサービスを提供する居宅介護・重度訪問介護・行動援護のみという状況でしたが、平成24年度以降、就労継続支援およびグループホームの事業所の開設が相次ぎ、現状は表Ⅱ-7のとおりグループホームおよび就労継続支援は充実しています。しかし、アンケート結果からは、就労移行支援や短期入所を希望する回答が多くあり、また、18才未満では放課後デイに回答が集中していることから、グループホームや就労継続支援以外のサービスの充実が課題と言えます。

表Ⅱ-7 町内の障害福祉サービス事業所の状況

サービスの種類	八雲地域	熊石地域
居宅介護 重度訪問介護	2 箇所	1 箇所
行動援護	1 箇所	なし
グループホーム	4 箇所 定員 25 人	なし
就労継続支援	3 箇所 定員 60 人	なし

アンケート結果

- 「問15町内に必要なサービス」で、「就労移行支援」との回答が40人（15.9%）、「短期入所」との回答が25人（9.9%）だった。
- 「問15町内に必要なサービス」を障がい児（18才未満）に限定して集計すると、「放課後デイ」と回答した方が8人（50.0%）だった。
- 「問20自由記述」にサービスの要望についての記載が複数あった（No.67、68、82、83、174、218）。

4) 就労支援の取り組みの推進

障がい者が地域で生活していくためには、障がいの特性や個々のニーズに応じた働く場が身近にあることが必要です。それは、生計を維持していくための収入を得るという目的のほか、仕事に就くことによって、社会に必要とされていると感じ、自信を持ち、生きがいを得ることに繋がります。また、障がいを持っていることによって物理的・精神的に理由から外出が減り、自宅や自室に引き籠ってしまうことがあります。これを防止することにも繋がります。

八雲町では、平成24年度から福祉的就労を含め就労支援に取り組んできました（表Ⅱ-8）。平成24年度から平成26年度までは、講演会の開催等による全体的な取り組みでしたが、平成27年度からは個別支援型の取り組みを進めています。

表Ⅱ-8 八雲町の就労支援の取り組み

年度	取り組み内容
H24	障がい者就労支援懇談会を開催。障がい者雇用の企業を講師に招き、障がい者雇用の実際について発表した後、意見交換を行った。
H25	①障がい者就労支援懇談会を開催。シンポジウム開催後、5つのグループ（各8～9名）に分かれて、意見交換会を実施。 ②障がい者雇用制度研修会を開催。テーマは、「障がい者雇用の現状（各助成金等の案内）」、「就業・生活支援センターの役割と支援」。
H26	自治体に義務付けられた優先調達方針の策定を平成26年10月に策定した。調達目標100千円。
H27	道南しょうがい者就業・生活支援センター「すてっぷ」と連携し、就労Bの利用者2名（いずれも20代男性）を一般就労へとつないだ。

アンケート結果からは、定職に就いている方が57人(21.0%)いることが分かりましたが、一方で、仕事に就くことを希望しながら無職と答えた方が30人(22.6%)おり、就労支援を必要としている状況が伺えることから、課題の1つとして、取り組みを継続していく必要があります。

具体的には、①障がい者を新たに雇用する職場が少ない、②町内の就労継続支援事業所は定員に余裕がある、③障がい者は工賃が安い福祉的就労よりも一般就労を希望している、という3者のミスマッチがあり、障がい者一人ひとりの障がい特性に合わせた就労支援が必要です。

アンケート結果

- 「問17就労状況」で「定職」が57人(21.0%)いた。
- 「問17就労状況」で「無職」が134人(49.3%)で、そのうち「問18仕事をしていない理由」で「見つからない」「合う職場がない」が30人(22.6%)だった。
- 「問20自由記述」に、就労に関する内容が複数あった(No.34、45、73、81、178、202、203、234、237、238、273)。

Ⅲ 個別支援

今回の調査票では、回答内容の確認および個別支援を目的として、任意で氏名・住所・電話番号の記載を求めており、結果として、回答者277名のうち189名（68.2%）から記名をいただきました。

記名いただいた方に対しては、回答内容から個別支援が必要と思われる場合、および回答内容の確認が必要な場合に連絡を取りました。回答内容の確認のため連絡した際に個別支援に発展したケースもあり、それも含め、本調査に起因して個別支援を行った状況について、次のような結果となっています。

表Ⅲ－1 個別支援の状況

支援内容	件数	備考
制度に関する情報提供	5件	
うち制度利用に繋がったケース	1件	
相談支援	3件	
うち制度利用に繋がったケース	0件	

IV 調査結果の活用および公表について

1 調査結果の活用および公表について

本調査により得られた結果は、22～25ページにまとめたとおりです。この結果をもとに平成29年度中に第5期八雲町障害福祉計画（計画期間：平成30年度～平成32年度）を策定することになりますが、計画の策定を待たずに改善できるものについては、随時取り組んでいくこととします。

なお、本報告書は、八雲町のホームページに掲載し、公表することとします。

八雲町ホームページ <http://www.yakumo.lg.jp/>



資料

資料 1 : アンケート調査依頼文	29 ページ
資料 2 : アンケート調査票	30~35 ページ
資料 3 : 管理者への協力依頼文	36 ページ
資料 4 : 問 20 自由記述欄の記載内容	37~46 ページ

資料1：アンケート調査依頼文

『障がい福祉に関するアンケート』にご協力下さい

皆様には、日頃より町政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、八雲町では障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」を策定しており、次期計画を策定するためのアンケートを行うこととしました。アンケートの回答内容は、計画策定を含む町の障がい福祉行政のための基礎資料としますが、他の目的に使用することはありません。

何かとお忙しい時期とは存じますが、是非アンケートにご協力下さいますようお願い申し上げます。

平成28年7月

八雲町長 岩村克詔

(公印省略)

ご記入の前に

- このアンケートはできるだけ障がい者ご本人が回答して下さい。ご本人が回答できない場合は、ご家族または介助者の方がご本人に代わって回答して下さい。
- 回答は、質問中の当てはまる項目の番号を「○」で囲んで下さい。回答が「その他」の場合は、()内にできるだけ具体的にお書き下さい。
- ご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒に調査票を入れて封をし、7月29日(金)までに郵便ポストに投函して下さい。切手を貼る必要はありません。
- このアンケートの担当は下記のとおりです。ご質問等がございましたら、どうぞお気軽にご連絡下さい。

◆お問い合わせ先

保健福祉課 障がい者福祉係	電話：0137-64-2111 FAX：0137-63-4411 所在地：栄町13-1 シルバープラザ内
熊石総合支所 住民サービス課 環境生活係	電話：01398-2-3111 FAX：01398-2-3230 所在地：熊石根崎町116

資料2：アンケート調査票

八雲町の障がい福祉に関するアンケート調査

平成28年7月

問1 この調査票にお答えいただける方はどなたですか。(1つだけに○)

- 障がい者本人が回答
- 障がい者本人に聞いて家族や介助者が回答
- 障がい者本人の意向を考えながら家族や介助者が回答

以下、「あなた」とは障がいを持つご本人のことを指します。

問2 あなたが持っている手帳の種類と等級・判定は次のうちどれですか。(いくつでも○)

- 身体障害者手帳 等級 (1・2・3・4・5・6級)
- 療育手帳 判定 (A判定・B判定)
- 精神障害者保健福祉手帳 等級 (1・2・3級)

問3 問2で「1. 身体障害者手帳」と答えた方にお伺いします。
あなたがお持ちの身体障害者手帳に書かれている障がいは次のうちどれですか。(いくつでも○)

- 視覚障害 (目が不自由)
- 聴覚・機能障害 (耳が不自由)
- 音声・言語・そしゃく機能障害 (言葉が不自由、ものが噛めない)
- 肢体不自由 (手足や体幹が不自由)
- 内部障害 (心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、腸の障害)
- その他 ()

問4 あなたがお住まいの地域は次のうちどれですか。(1つだけに○)

- 八雲地域
- 熊石地域
- 八雲町外

問5 あなたの性別は次のうちどれですか。(1つだけに○)

1. 男性 2. 女性

問6 あなたの年齢は次のうちどれですか。(1つだけに○)

1. 0～17才 2. 18～29才 3. 30～39才
4. 40～49才 5. 50～59才 6. 60才以上

問7 あなたの現在のお住まいは次のうちどれですか。(1つだけに○)

1. 持ち家(家族の持ち家を含む) 2. 公営住宅
3. 民間のアパート・借家など 4. 社宅・会社の寮など
5. グループホーム 6. 福祉施設(入所施設)
7. 病院(入院中) 8. その他()

問8 あなたと同居している方は次うちどれですか。(いくつでも○)

1. 一人暮らし 2. 夫または妻 3. 親 4. 子ども
5. 祖父母 6. 兄弟姉妹 7. 孫 8. その他()

問9 障がい者が八雲町内で受けられるサービスのうち、あなたが知っているサービスは次のうちどれですか。(いくつでも○)

1. 居宅介護 : ヘルパーが、食事や入浴の介助、通院の介助、調理・洗濯・掃除などの家事を行います。
2. 行動援護 : 知的障がい者、精神障がい者が外出する時にヘルパーが付き添い、危険防止、パニックへの対応や、トイレや食事の介助などを行います。ただし、通勤・通学・通所・普段の買い物のための外出の場合は利用できません。
3. 移動支援 : 障がい者が外出する時にヘルパーが付き添い、車の乗り降りの介助、移動先での代読・代筆・食事介助を行います。
4. グループホーム : 障がい者同士が共同で生活するための住居を提供します。また、食事を出したり、お金や薬の管理を行います。
5. 就労継続支援 : 仕事の訓練を行います。仕事の内容は、かんたんな作業、小物などの製品の作成、接客などいろいろあります。
6. 知らない

問10 障がい者が八雲町内で受けられるサービスのうち、あなたが利用したことがあるサービス、または現在利用しているサービスは次のうちどれですか。

(いくつでも○)

- | | | |
|------------|-----------|-----------------|
| 1. 居宅介護 | 2. 行動援護 | 3. 移動支援 |
| 4. グループホーム | 5. 就労継続支援 | 6. どれも利用したことがない |

問11 障がい者が八雲町内で受けられるサービスのうち、利用したいと思うけれども、現在、利用していないサービスは次のうちどれですか。(いくつでも○)

- | | | |
|------------|-----------|------------------|
| 1. 居宅介護 | 2. 行動援護 | 3. 移動支援 |
| 4. グループホーム | 5. 就労継続支援 | 6. どれも利用したいと思わない |

問12 問11で1～5を選んだ方にお伺いします。利用したいサービスを利用しない理由は次のうちどれですか。(いくつでも○)

- | | |
|------------------|--------------|
| 1. 利用の仕方が分からない | 2. 事業所が遠い |
| 3. お金がかかる | 4. 家族など周囲の反対 |
| 5. その他 (_____) | |

問13 問11で「3. 移動支援」を選択した方にお伺いします。利用したい目的は次のうちどれですか。(いくつでも○)

1. 幼稚園や保育園への通園、小学校・中学校・高校への通学
2. 会社への通勤
3. 食料品、日用品などの日常的な買い物
4. 理容店や美容室の利用
5. 図書館の利用
6. ボランティア活動への参加
7. その他 (_____)

問14 問11で「3. 移動支援」を選んだ方にお伺いします。利用したい回数は次のうちどれですか。(いくつでも○)

1. 1週間に5回程度
2. 1週間に2～3回程度
3. 1月に2～3回程度
4. 1月に1回程度
5. その他 ()

問15 八雲町で受けることができれば良いと思うサービスのうち、もっとも必要だと思うもの1つを選んでください。(1つだけに○)

1. 同行援護 : 視覚障がい者が外出する時にヘルパーが同行し、移動中の危険回避を行います。また、移動中や目的地に着いた後の代筆や代読もを行います。
2. ショートステイ (短期入所) : 家族の支援を受けながら在宅で生活している方で、家族が出かける時などに、一時的に施設に入るサービスです。1泊2日以上での利用になります。
3. 日中一時支援 : ショートステイと同じサービスですが、こちらは日帰りです。
4. 自立訓練 : 身体障がい者に対してリハビリテーションを行います。また、知的障がい者や精神障がい者に対して入浴・トイレ・食事などの訓練を行います。
5. 就労移行支援 : 仕事に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。また、就職活動の支援や、就職した後の支援もを行います。
6. 児童発達支援 : 小学校に上がる前の障がい児に対して、手洗い・うがい・トイレなどの訓練、集団での生活に慣れるための訓練などを行います。
7. 放課後等デイサービス : 障がいをもった小学生・中学生・高校生に、手洗い・うがい・トイレなどの訓練、集団生活に慣れるための訓練などを行います。障がい児のための学童保育のようなイメージです。
8. その他 ()
9. 特にない

問16 やくもちょう へいせい ねん がつ やくもちょう しょうがいしゃ していとくてい そうだん しえん じぎょうしょ
八雲町では、平成26年4月に「八雲町障害者指定特定相談支援事業所」を
シルバープラザと熊石総合支所に開設し、障害福祉サービスの利用にあたっての
けいかくさくせい 計画作成や、さまざまな困りごとの相談を受ける体制を整備しました。

あなたは、「やくもちょう しょうがいしゃ していとくてい そうだん しえん じぎょうしょ
八雲町障害者指定特定相談支援事業所」に相談ができることを知っ
ていますか。(1つだけに○)

1. 知っている
2. 知らない

問17 あなたの現在のお仕事の状態は次のうちどれですか。(いくつでも○)

1. ていしょく 定職についている(アルバイト、パート、じえいぎょう 自営業、かぎょうてつだ 家業手伝いを含みます)
2. たんきかん 短期間や不定期のアルバイトをしている
3. しゅうろうけいぞくしえんじぎょうしょ 就労継続支援事業所などで福祉的就労(しごと 仕事のくんれん 訓練)をしている
4. しごと 仕事をしていない
5. その他(_____)

問18 問17で「4. 仕事をしていない」と答えた方にお伺いします。

げんざい 現在、あなたが仕事をしていない理由は次のうちどれですか。(いくつでも○)

1. みしゅうがく 未就学(しょうがっこう 小学校にあ まえ 上がる前)または学生のため
2. しょう 障がいやびょうき 病気が重いため
3. おも 主に家事や育児などをやっているため
4. かぞく 家族の介護のため
5. しごと 仕事が見つからない
6. じぶん 自分に合う職場がない
7. かぞく 家族の反対がある
8. はたら 働く意欲がわからない
9. その他(_____)

問19 あなたの世帯の主な収入は次のうちどれですか。(1つだけに○)

1. あなた自身の給料や事業収入
2. あなた自身の年金
3. 家族の給料や事業収入
4. 家族の年金
5. 生活保護費
6. その他 ()

問20 町の福祉の仕事について、ご意見などがあれば記入して下さい。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

問21 ご回答内容の確認や、より詳細な状況の把握、個別支援に活用するため、さしつかえなければ、あなたのお名前とご住所、電話番号を記入して下さい。

お名前 住所
..... 電話番号

お忙しいなかご協力いただき誠にありがとうございました。
お手数ですが同封の封筒で平成28年7月29日までに返送下さい。

資料3：管理者への協力依頼文

八保障第 218号
平成28年 7月11日

施設入所支援事業所管理者 様
共同生活援助事業所管理者 様

八雲町保健福祉課長

障がい福祉に関するアンケートの実施について

初夏の候、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より当町の障がい福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当町では第5期八雲町障害福祉計画の策定に向け、標記アンケートを実施することとし、当町が把握している療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、65歳以上の身体障害者手帳所持者を対象にアンケート調査票を送付したところです。

つきましては、貴事業所の利用者に対しても調査票を送付しておりますので、ご多忙のことと存じますが、アンケートの回答に際して特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

保健福祉課障がい者福祉係

担当：多田

電話0137-64-2111

資料4：問20 自由記述欄の記載内容

No.2 男性／40～49才／身体障害

八雲町では平成26年度から“さまざまな困り事相談を受ける体制を整備した”と有るが、平素の工夫が必要と思う。困りごとの把握対策が不備。平素から障害者と接触し、良好な関係の中から困りごとを察知し、対応できる体応が必要と思う。障害者との平素の接触とか良好な関係作り、困り事、問題ごとの察知把握は役場の職員にはできないと思う。その役割を果たすのは障害者の身近にいる民生委員で有る。民生委員に期待する。(親が記載)

No.4 男性／60才以上／精神障害

町はわれわれ精神障害者が死ぬまで働かせるのか。しかも安い給料で。年取った人のうち仕事をやめたがっている人もいるんじゃないですか。

No.7 男性／60才以上／精神障害

私は以前、【就労継続支援事業所】で農作業やパソコンなどをしていました。ある日、教会堂の礼拝中に倒れて、そのまま救急車で搬送され検査入院となり、【医療機関】に入院しました。以前から統合失調症と診断されて、何年も薬を飲んでいましたが、実際は自分には失調症の症状は経験がありません。医者は完全に誤解して、私を統合失調症と確信してしまいました。

今、七飯町の【グループホーム】に住んでいます。ここは食事の知識はあまりなく、カロリーや栄養バランスが定まれていませんでした。私自身は日ごとに体調が思わしくなく、元気がなくなっています。希望する病院へと自由に通えません。もう一度、八雲へ帰りたくなりました。どうか、どこかのグループホームへ迎えてください。やはり、住むべき所は八雲が最上だと思います。このまま七飯町にいることは私はできません。

No.17 女性／40～49才／精神障害

重度のてんかんにより精神障がい1級に認定されています。これまで行動援護や移動支援というサービスを知らずにきました。色々な問題(生活の中で一人で行えない事、家族に迷惑を掛けてきたこと)について町の方に相談をしてきましたが、あやふやな返答であったり、返答の意味が理解不能であった事が多々ありました。それ以外の件でも【町職員氏名】という方については本当に嫌な思いをした事が多くありました。病院等のアンケートや意見箱が無い為、北海道庁に電話をし話を聞いて貰うこともありました。しかし、私

自身、高次脳機能障害による記憶障害等があり話がうまく出来ません。福祉の仕事についてはそれなりに病気による知識のある方がやる方が良いのでは無いでしょうか。私はそう考えました。学校で勉強しただけ何か福祉に関する資格を持っているだけでは、本当に支援の必要な方たちへの支援は不可能だと思います。資格+現場での経験のある方に福祉の仕事に着いて貰いたいと思います。八雲町の福祉を変えて下さい。

No.28 男性/18才未満/身体障害

心臓の内部障がい、かつ、子どもで受けられるサービスはどのようなものがあるか知りたいです。

No.29 女性/60才以上/身体障害

連携がとれていない。福祉にかかわる人の勉強不足もかなりあると思う。質の向上を！！（関わる方たちが、自分の仕事に不満をもっているのが、良く伝わる。時間の使い方が…利用者いろんなことで精神的にもいじめ？傷つけていることが多いと思います。ことばとか上から目線

No.34 男性/18～29才/知的障害

八雲町外の場合、地元で就労する場所がなく、八雲町へ就労する場合交通手段がなく、交通もかかり大変です。自立する為とはいえ収入も少なく交通費もかかり生活がとても大変です。もっと障害をもっている子の仕事場 就労する事業の理解があって働きやすい場と交通費の免除制度もあれば良いと思う。無料バスなどあれば範囲が広がると思います。

No.45 女性/18才未満/知的障害

町内の事業の理解と雇用の場を障害の程度にもよるが、働く場が少ない。町内にあれば町外（別な地域）に行かなくても良いと思う。

No.47 女性/40～49才/身体障害

良く解らない。

No.67 女性/30～39才/身体障害・知的障害

八雲の町民なので、八雲町でサービスを受けたい。

No.68 男性／60才以上／知的障害

利用者の方は熊石出身でありながら、家族も高齢になったり、自分自身も病気がちでなかなかそちらに行く事が出来ません。ただ本人の口からはたまに「熊石に帰る」などと聞かれ、「熊石」ということばは忘れないんだなあと思います。

No.69 男性／50～59才／身体障害

よく分からない。

No.73 男性／50～59才／身体障害

町外の病院への通院等に費用がかかり生活の負担が大きいため、仕事等をしたくても仕事が見つからない。家族や兄弟に負担をかけたくないなので、助成（通院等のため）があつてくれると良いのだけれどと思う。

No.81 男性／30～39才／知的障害

高い作業工賃がもらえる施設があれば良いと思います。（本人の状況にあった施設）

No.82 男性／30～39才／知的障害

八雲町に施設入所支援があれば良いと思います。

No.83 男性／30～39才／知的障害

八雲に入所施設があつたら八雲でも良い。

No.92 男性／50～59才／身体障害

仕事内容ではないが、障害福祉課の一部がシルバープラザにあり、不便を感じる。手続き等、シルバープラザにいかなければならない事が多く、夏は自転車を使えば良いが、冬はタクシーで行くか、家族の者に車で送ってもらうしかない。

No.94 男性／30～39才／知的障害

八雲町には福祉施設が少ない。行きたいと思える施設が無い。

No.96 女性／60才以上／身体障害

福祉課の対応について、上から目線での対応としか考えられず、又、電話のやりとりの中での言葉が心をきずにのこる。又、障害者自立支援法については、制度が変更になった時には文書にて通達し、さいど確認の上で本人がきめるようにして下さい。

民間がたくさんあれば良いのですが障害者自立支援は【居宅介護事業所】と【居宅介護事業所】の2件だけです。ちなみに夫も障害者であります。左半身マヒなので2人で1人前です。法律は何のためにこの障害者自立支援法をつくったのか、わかりませんし、理解ができません。

No.103 男性／50～59 才／身体障害・精神障害

障害年金を、もらってないので、生活が苦しいです。なんとか、今のアルバイトで、なんとかやっています。

No.108 男性／50～59 才／身体障害

このアンケートで障がい者の受けられるサービスがあるのを知りました。町内の障がい者の人数は少ないかもしれませんが、広報などで受けられるサービスの種類、お金がかかるのであれば、その金額等を載せて頂ければと思います。

No.121 男性／50～59 才／身体障害

10日に選挙に行ったが、役場に行かなければ、私車イスの生活では、役場に行くのにタクシーを使わなければ行けない。選挙にわざわざお金を行うらあるのでしょうか？私は今、【通所施設】に行っているのだが、通所の人達は選挙ができないと言う。【通所施設】に入るとまる人しかできないと言う。私にたく車イスの人はできないといっている。おかしいと思うが？総合病院では誰でもができると聞く。

No.130 男性／50～59 才／身体障害

今現在なんとか働いてくれていますが、今後、体調を崩した時のことを考えるとやはり不安はあります。

No.136 男性／40～49 才／身体障害

町が利用者（障害者）に対し、差別等をしないほしい。

No.139 女性／40～49 才／身体障害

どのようなサービスが受けられるか障害者以外にも広くアナウンスする必要はあるかと思えます。身障手帳を受けた時にどのようなサービスが受けられるかという冊子を頂いたのですが、なんとなく受けることに抵抗もあり…。行政からの働きかけも増えると良いと思えます。今回のアンケート調査はより良い取り組みだと思えます。

No.154 男性／60才以上／身体障害・精神障害

いつもお世話になりありがとうございます。これからもよろしく願います。

No.155 女性／50～59才／身体障害

問いに合っているかはわかりませんが、高額所得者（漁業）と言う事で障害者の補助を受けられないのがふにおちません。私の場合は小腸のストーマを昨年7月1日に緊急手術を受け付けたのです。今だに治療を受け、一回の治療費は約10万円かかり、ストーマ器具も月一万五千元ほどかかっています。水物商売の漁業、前年度の収入とは言え、まともに仕事も出来ず他の人に負担をかけて、今年はどうなるのかわからない状況でとても不安です。好きこのんでなった病気でないのに、助成の見直しを考えてほしいです！

No.158 女性／60才以上／身体障害・精神障害

いつも大変お世話になりありがとうございます。今後も宜しく願います。

No.164 男性／50～59才／身体障害

問9～16までは年齢的に使用不可能であり、年齢的に使用出来る事を増やしてほしい。

No.170 女性／18～29才／知的障害

私にきつい口調で話さないでほしいです。優しくしてください。

No.174 女性／50～59才／身体障害

入所や通所できる障害者支援施設があれば良いと思う。事業所や受けられるサービスについて、知らせて欲しい。

No.178 女性／30～39才／精神障害

障がい者にもっと仕事を与えてほしい。一般の方とかわらない給与をもらって生活できるような支援があると良いと思う。社会に出ることで、自分の自信につながる。又、同じ

障がい者同士がもっと交流できる場があると嬉しい。コミュニケーションの練習にもなるし、情報交換してみたい。

No.187 女性／60才以上／精神障害

熊石には専門医が居ない為、通院バス代が高い。専門医 or 熊石町にも受診出来る様になれば良い。

No.200 女性／50～59才／身体障害

障害者手帳を発行してもらった手続きの際に、タクシー券と銭湯の入浴券もいただくことができ、障害者、高齢者に対してなんて手厚い対応をしてくださるのかととても感激しました。今年はそのどちらも案内がありません。財政が厳しくなると真っ先に弱者の有益になるものは無しにされるのは残念です。

No.201 男性／60才以上／身体障害

定年退職し今までの経験で自分が何ができるのか、障がい者が障がい者に手を取り、ボランティア活動など参加し、自分もリハビリになり、社会貢献したいものです。

No.202 女性／50～59才／知的障害

娘が高等養護学校卒業後、八雲に戻って来たいが、働く場所がないため困っている。

No.203 女性／18才未満／知的障害

八雲に戻って来たいが働く場所がない

No.212 女性／50～59才／身体障害

レミケードというリウマチの点滴を4週間に1回打ちに行っているが、丁度良い時間の交通手段が無い。新幹線開業で AM8:33 野田生駅発の列車がなくなってしまった。今は知り合いに送ってもらっているが、総合病院でバスを出してくれたらとても助かる。無理だと思うけど…。

No.213 女性／60才以上／知的障害

よくわからない

No.214 男性／50～59 才／精神障害

もう少し障害者の事を考えて安心できる（お金関係）ようにしてもらいたい

No.215 男性／60 才以上／知的障害

よくわからない

No.217 女性／60 才以上／身体障害

私自身も支援等まだそんなに必要と思っていないので、福祉の仕事を気にかけていませんでしたが、あと2～3年位するとお世話にならなければならないかとも思い、今からでも町の福祉の仕事について色々勉強したいと思います。時期が来たら相談に行きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

No.218 女性／18～29 才／知的障害

現在娘は成人していますが、小中学生の頃、通常の学童保育に通所していました。ただ、なかなか理解が得られず放課後デイがあったら良かったのに…と今でも思います。障がいの程度や収入、年齢で「困っている事」は常に変化します。本当に必要なのに「はずかしい」とか「いらぬ」とか言う人もいます。それぞれの人たちに合った支援をお願いします。

No.234 女性／40～49 才／身体障害

視覚障がいでもメガネがないと文字を見たり書いたりできません。しかし高校生がいる為生活費もかかります。目が悪くても働ける場所（普通のパート収入）があるといいと思っています。多少収入少なくても良いので。

No.237 男性／30～39 才／身体障害

障害者も健常者と一緒に働ける場所がほしい。高齢者ばかりでなく、町全体で楽しめる企画を考えてほしい。

No.238 女性／50～59 才／身体障害

何でもシルバープラザじゃ、ここ（三杉町）からでは遠すぎる。もっと良くなったら1日2～3時間の仕事をこの先思うとしたい。

No.243 男性／30～39才／身体障害

案内の字は大きい字でお願いします。

No.262 性別不明／18～29才／知的障害

ただサービスがあるというだけではなく、きちんと利用出来る環境を作って頂きたい。

No.263 女性／18～29才／知的障害

難しい言葉ばかりで、何があるのか、何が出来るのかというのが詳しく分かりません。私たちにも分かりやすいようにしてほしい。

No.269 男性／18才未満／身体障害・知的障害

町からのこの手のアンケートや面談など複数回経験しているが、それによって私たちの暮らしが楽になっているかといえば答えはノーである。今回もだが〇〇計画策定などというアンケートなどが行われているがそれによってどれほど八雲町の福祉行政が変わっているのか疑問です。本当にこの町をより良くしようとしているのでしょうか。

正直言って八雲町は、転勤族など八雲に親類縁者、知人がいないような人が障がい者や介護が必要な人とともに暮らしていくにはあらゆる面で行き届いていない、暮らしづらい町だと感じる。

基本的に本人たちの自助努力に任せて町は手出しをしない。手出しをしたとしても親類縁者から最大限の援助を受けた上でなお足らない部分の本当に最低限でしかないため、八雲町に自分たち以外に頼れる人間がいない人たちは本当に苦労しているのが現状です。

我々が助けを求めた時も、共働きをやめればよいだろうと町に言われました。障害のある子供の将来を考え少しでもお金を残してあげたいと、共働きという生き方を選択しているにも関わらず、そんな親の気持ちすら全く考慮することのない人の気持ちを全くできない厚顔無恥ともいえる発言には怒りを通り越してあきれてしまいます。

根本的に八雲町は困っている住民に対し、冷たい町だと思っています。それは行政を担う役場職員が地元出身者が多くて子育てや介護の面で困っても頼れる人たちがいるから、本当に頼れる人もなく孤立している人たちの気持ちがわからないからではないかと思っています。

今のご時世、どこの自治体も財政難なのは一緒です。その中で福祉の行き届いた自治体とそうでない自治体の違いはどこにあるのでしょうか。この問いに対し、役場からすればいろいろ言いたいこともあるかと思いますが、私たちからすればその理由は「やる気」これ

につきると思います。自治体の姿勢が問われる問題なのだと思います。

自治体もわれわれ人間も同じです。本当に相手の立場に立った言動が出来て、弱者に手を差し伸べられるのかそうでないのか。そういった部分が評価されるのだと思います。八雲町はいつまでお金が無いことを理由に、住民から「冷たい町」と呼ばれる自治体として歩み続けるのですか？自分がもし周りから「あいつは冷たい人間だ」なんて言う評価をされたら改善しようとしませんか？冷たい町と感じているのは私だけではありません。私たちと同じように頼れる人もなく自分たちだけで子どもを育てたりしている複数の方からも私たちと同じような意見を聞かされます。

【大手企業】などの撤退はありましたが、いまだ渡島北部の中核都市として自衛隊や学校など多くの転勤族が暮らしている町です。そういう人たちも安心して暮らしていける町にしてください。まさか「そんな連中は数年ほっとけば転勤していなくなるからほっとけ」などと考えたりしませんよね。

今後八雲町がどのような町になっていくのか期待しています。

No.273 男性／18才未満／知的障害

養護高等学校を卒業したら、できることなら八雲町で就職をしたいですが、自分に合う仕事があれば、その情報をおしえて下さるとありがたいです。人間関係がよく、職場の中にていねいにアドバイスをしてくれる人がいるところを希望しています。（息子）

提出が遅くなってしまって申し訳ございませんでした。これからもよろしくお願い致します。

No.277 女性／40～49才／知的障害

出血中で体調が悪い時に電話を長々とされ倒れそうで、早く要件聞きたくて怒鳴ったら電話来なくなった。だから何して良いか分からない。いつも同じ感情？ではられない。怒ったりイライラもします。その後、かなり落ち込みます。家では笑うことが無いです。八雲にも犬や猫とふれあえる場所があれば良いですね。子供とも遊びたい。ふれあい広場があれば良いですが、歩いて行けないほど遠いと困ります。山は車ある人しか行けませんね。収穫祭など参加してみたい。八雲は全てがお遠い。車なきやどこにも行けない。手帳を貰った時よりだいぶ、自分で言うのも変ですが、おかしくなりました。喋ったことも忘れますけど、忘れずに覚えてる出来事もあります。忘れないように書いた紙を忘れます。手紙やメールとか何度も見返せる物は今の私にはありがたいです。時間間隔や文字、言葉の忘れ方が最近激しく、平仮名すらわからなく、すぐに書けない時があります。お風呂も

入りたい気持ちがあっても入れません。月に3回くらいかな。お風呂の入り方が昔からわかりません。普通にシャワー浴びてるのに2時間は経ちます。

弟が一番ダメです。あることないこと言って歩いてます。ほぼ家にはいません。私と母2人。うちに電話くれても母のところにあるので母が出ます。何も話せません。前に支庁さんと病院で話しましたが支庁さんは覚えていてくれてませんでした。函館に電話した時知らない人と話しました。少し気が楽になりました。

携帯がつながれてれば私は生きてます。唯一友達とつながれるツールなので無いと困ります。お金が貰えてない時は携帯も止まっているのでよく分かると思います。

今の家に来てからダメです。食べたい物、飲みたい物もう何年も食べてない。買い与えられた食べたくない物も食べないとお腹が空くので食べます。

支給内容は全く知りません。中の紙が封筒隠します。私には保護費出てないと母に言われました。1万で携帯とナプキン買って終わりです。1円もお金貰えずに家に閉じ込められてる時もありました。前の支庁さんの時に違う人に話聞いてもらいました。前の支庁さん来た時に知ったらそれからお金をくれますが、言わないとくれません。言うとな勝手に外行けと言いますが行けないのです。

障がい福祉に関するアンケート調査報告書

平成 28 年 12 月

発行：八雲町

編集：八雲町保健福祉課

〒049-3117 二海郡八雲町栄町 13 番地 1

電話 0137-64-2111